

土浦市小中一貫教育 基本方針

平成30年3月
土浦市教育委員会

土浦市小中一貫教育基本方針

土浦市教育委員会 平成25年3月 策定
平成30年3月 改訂

I 小中一貫教育に関する基本理念

1 基本方針策定の趣旨

第3次教育振興基本計画（平成30年度～平成34年度）では、基本的な考え方として、「2030年以降の社会の変化を見据えた教育課題等への対応」を掲げ、「少子高齢化の進展に伴う就学・就業構造の変化、技術革新やグローバル化の進展に伴う産業構造や社会システムの変化、子供の貧困など格差の固定化、地域間格差など地域課題、子供自身や家庭、学校など子供を取り巻く状況変化に対し、教育が大きな役割を果たしていく必要性」が課題であるとしている。

また、基本的な方針として、「課題を抱えた人を含む全ての人に対して、確かな学力、豊かな心、健やかな体など、よりよい人生を送るとともに社会に主体的に関わるための基礎・基本を学校・地域が連携・協働して保障し、自信を持って自らの可能性に挑戦していくことができるようにする」と掲げている。

これを受けて、土浦市では、「第8次土浦市総合計画」及び「第2次土浦市教育大綱」を定め、「心豊かな教育・文化・スポーツのまちづくり」を掲げ、個性を認め伸ばし合い、創造力豊かで、生きる力、人を思いやる心をもった児童生徒を育成するための教育を展開する。

そのため、土浦市では児童生徒の発達段階を考慮しながら、学びの連続性の中で主体性や創意工夫に努め、小中一貫教育を推進する。ここに、本市の小中一貫教育の目標及び取り組むべき施策の方向を明示する「土浦市小中一貫教育基本方針」を策定することにより、各学校や地域の特色を生かした小中一貫教育の実施を目指すものとする。

このような子供を育成するために、土浦市では小中一貫教育を導入し、学びの連続性の中で、学校が主体性や創意工夫に努め、児童生徒の発達段階を考慮しながら、心豊かに個性を發揮できるたくましい子供の育成を目指すことが重要であると考えた。そして、本市の小中一貫教育の目標及び取り組むべき施策の方向を明示する「土浦市小中一貫教育基本方針」を策定することにより、各学校や地域の特色を生かした小中一貫教育の実施を目指すものとした。

2 基本方針策定に至る背景

(1) 文部科学省の基本方針

平成17年の中央教育審議会では、「新しい時代の義務教育を創造する（答申）」において、新たな義務教育の姿が示された。これを受けて平成18年に教育基本法が改正され、義務教育の目的が定められ、続く平成19年の学校教育法の改正で、小中共通の目標として義務教育の目標規定が新設された。

その後、学習指導要領（平成20年告示）においても、巻末に参考として小中それぞれの学習指導要領の全文が掲載されるなど、学校段階間の連携を促進するための工夫が講じられた。

小中一貫教育については、自治体や学校現場での取組が10数年以上にわたって蓄積され、顕著な成果が明らかになってきた。一方、小学校と中学校が別々の学校制度として設計されていることによる様々な限界を超えて、取組を一層高度化させる等の観点から、正式な学校制度として法制化すべきとの要望が寄せられた。

こうしたことを踏まえ、国においては、教育再生実行会議の第5次提言や中央教育審議会答申を経て、平成27年6月の通常国会で、9年間の義務教育を一貫して行う新たな学校の種類である「義務教育学校」の設置を可能とする改正学校教育法が成立し、平成28年4月1日に施行された。

(2) 児童生徒を取り巻く環境と課題

平成20年に学習指導要領が改定され、教育内容や学習活動が量的・質的に充実し、小学校と中学校の教員が連携して小学校高学年での専門的な指導の充実や、児童生徒のつまずきやすい学習内容について長期的な視点に立ったきめ細やかな指導の工夫についての重要性がこれまで以上に増してきた。

一方で、生徒指導面においては、自己肯定感や自尊感情などは、小学校高学年から否定的な回答が多くなったり、不登校や長期欠席についても小学校段階から生じてきた。このような状況を踏まえ、小学校4年生から5年生頃に発達上の段階が存在しているのではないかとの指摘により、従来であれば中学校段階で指導されていたものが、一定程度小学校に導入されるようになった。

これらの課題解決のため、小中学校間のスムーズな連携・接続を重視した系統性のある小中一貫教育が着目され、本市のみならず全国各地で様々な研究や取組みが進められている。

3 基本理念

本市が目指す小中一貫教育は、児童生徒一人一人に確かな学力や豊かな心、健やかな体を保持するとともに、いじめや不応等々を解消し、いっそう充実した学校生活を送ることに寄与することを目指したものである。従来の学校教育の枠組みを堅持しつつ、今までの小学校6年間、中学校3年間のそれぞれの校種の独自の指導計画から、小中学校9年間の一貫した指導方針・指導計画に基づき、系統的・継続的できめ細やかな指導を展開する。

《本市における小中一貫教育の基本理念》

基本理念1 確かな学力の向上のために

- ・9年間を見通した系統的な学習指導の充実（土浦Next Planの活用）
- ・小学校高学年の一部教科担任制の導入
- ・ICTの効果的な活用 等

基本理念2 生きる力の育成のために

- ・キャリア教育の充実（人間関係づくり、社会性・自尊感情・自立等の育成）
- ・異年齢交流によるよりよい人間関係の構築 等

理念構築の基盤

職員の資質・指導力の向上により、知徳体のバランスのよい子どもたちを

- ・指導方法と指導体制の充実
- ・日常的な情報連携・行動連携による指導力の向上 等

家庭・地域の教育力の向上により、土浦の子供たちの健全育成を

- ・保護者・地域の方々の学校運営への参画
- ・小中学校PTAや地域住民との合同事業や相互交流 等

II 小中一貫教育制度とは

1 小中一貫教育についての定義

小・中学校段階の教員が目指す子供像を共有し、義務教育9年間を通じた一貫した教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

小学校と中学校は、児童生徒の発達段階に応じて教育活動が異なるため、指導体制や方法などの様々な違いが、学校の文化として積み上げられてきた。このため、単に小学校と中学校を組織として一緒にするだけでは成果を上げることはできない。大切なことは、義務教育9年間を連続した教育課程として捉え、一貫した教育を行うとともに、児童生徒・学校・地域の実情等を踏まえた具体的な取組内容の質を高めていく必要がある。

2 小中一貫教育校の設置形態

国においては、平成27年6月の通常国会で、改正学校教育法が成立し、関係省令、告示と合わせて平成28年4月1日に施行され、以下の学校の設置が許可された。

(1) 義務教育学校

一人の校長の下で一つの教職員集団が一貫した教育課程を編成・実施する9年制の学校で教育を行う学校

(2) 小中一貫型小学校・中学校

① 併設型小学校・中学校

既存の学校の基本的な枠組みは残したまま、9年間の教育目標を設定し、系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校で、設置者が同一である学校

② 連携型小学校・中学校

組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す学校で、設置者が異なる学校
本市においては、平成30年度に新治学園義務教育学校を開校し、他の全ての中学校区においては、中学校併設型小学校・小学校併設型中学校として、小中一貫教育を完全実施する。

※ 文科省「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省令の整備に関する省令」平成28年4月1日 施行

3 本市の小中一貫校

- (1) 義務教育学校
新治学園義務教育学校
- (2) 併設型小学校・中学校

小学校併設型中学校	中学校併設型小学校
土浦市立土浦第一中学校（小中一貫校）	土浦市立土浦小学校（小中一貫校） 土浦市立土浦第二小学校（小中一貫校）※
土浦市立土浦第二中学校（小中一貫校）	土浦市立真鍋小学校（小中一貫校）
土浦市立土浦第三中学校（小中一貫校）	土浦市立荒川沖小学校（小中一貫校） 土浦市立中村小学校（小中一貫校） 土浦市立乙戸小学校（小中一貫校） 土浦市立東小学校（小中一貫校）※
土浦市立土浦第四中学校（小中一貫校）	土浦市立下高津小学校（小中一貫校） 土浦市立土浦第二小学校（小中一貫校）※ 土浦市立東小学校（小中一貫校）※
土浦市立土浦第五中学校（小中一貫校）	土浦市立上大津東小学校（小中一貫校） 土浦市立上大津西小学校（小中一貫校） 土浦市立神立小学校（小中一貫校） 土浦市立菅谷小学校（小中一貫校）
土浦市立土浦第六中学校（小中一貫校）	土浦市立大岩田小学校（小中一貫校） 土浦市立右靱小学校（小中一貫校）
土浦市立都和中学校（小中一貫校）	土浦市立都和小学校（小中一貫校） 土浦市立都和南小学校（小中一貫校）

※ 二つの中学校との小中一貫教育を行う小学校

*土浦第二小学校から、土浦第四中学校と土浦第一中学校に分かれて進学する。また、東小からは、土浦第四中学校と土浦第三中学校に分かれて進学する。よって、土浦第一中学校地区・土浦第三中学校地区・土浦第四中学校地区では、地区間連携も視野に入れて実践することとする。

Ⅲ 本市の小中一貫教育が目指すもの

1 小中一貫教育で目指す児童生徒像

(1) 本市が目指す児童生徒像の設定

本市が目指す「個性を認め伸ばし合い、創造力豊かで、生きる力、人を思いやる心を持った児童生徒の育成」を踏まえ、小中一貫教育を通して、次のように本市が目指す児童生徒像を設定する。

- 義務教育を修了する時点で、「自立するために必要とされる基礎基本」を確実に身に付けられる児童生徒
- ①他者の考えを尊重したり様々な情報を適切に活用したりしながら、自分の考えをもつことができる児童生徒
観点：新聞の社説を読める力、複数の情報を活用する力、根拠のある意見を述べる力 等
- ②目的に合った表現方法で、自分の考えを分かりやすく伝えられる児童生徒
観点：学習スキルの習得、PCを使ったプレゼンテーションができる力、400字程度の意見文が書ける力 等
- ③社会のルールやマナーを尊重し、思いやりのある生き方ができる児童生徒

観点：異年齢集団・人と適切に交流できる力，社会との関わりにより自分の将来について考えることができる力 等

(2) 中学校区で目指す学校像，児童生徒像の設定

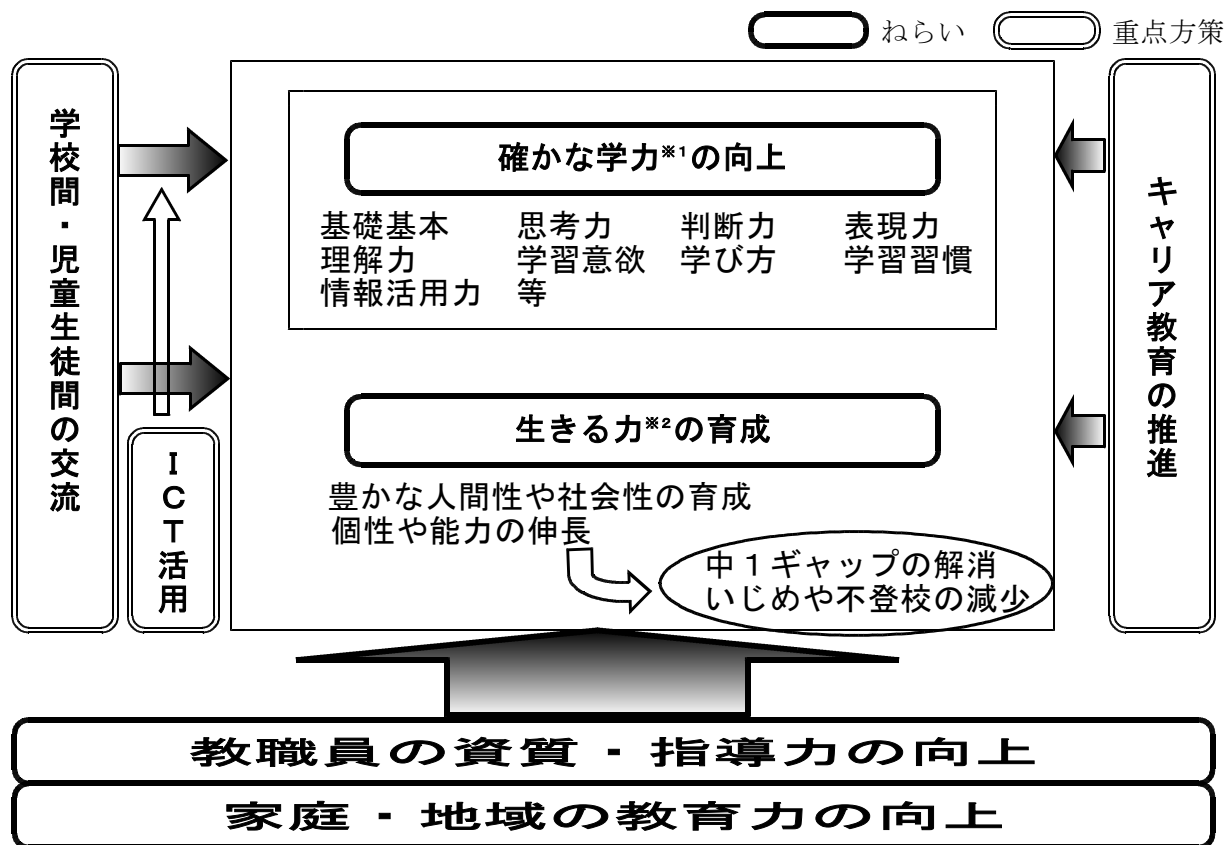
中学校区内にある小学校と中学校がより具体的な目標を加えた中学校区のグランドデザインを作成し、「目指す学校像，児童生徒像」を学校，家庭，地域が共有し，その実現を目指して，校種の違いによる意義を大切にしつつも，義務教育9年間で児童生徒の学びの連続性を保障した教育活動を市内小中学校全校で推進することとする。

また，土浦第一中学校地区，土浦第三中学校地区及び土浦第四中学校地区は更に三地区間の連携を図ることとする。

2 小中一貫教育の意義

子供たちが確かな学力を身につけ，豊かな心や健やかな体を育み，たくましく生きていくことは，学校・家庭・地域の願いである。そこで，義務教育の9年間を通して継続的で一貫性のある教育の場を設定することで，児童生徒一人一人の個性を伸ばす教育の充実を図ることが必要である。また，本市の特色や，各中学校区の地域の特色を生かし，小学校と中学校が一体となって子供たちを育てることが，本市教育の活性化へとつながる。

土浦市においては，下図に示したねらいの実現のため，小中一貫教育を全小中学校で展開することを通して，児童生徒に関わる今日的な課題を解決し，義務教育の目的・目標を実現することを目指している。



※1 「学力」の定義

教育基本法・学校教育法の改正において、教育の目標・義務教育の目標が定められるとともに、学力の3つの要素が明確に定義された。学力の3要素とは、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 基礎的・基本的な知識・技能 ② 知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等 ③ 主体的に学習に取り組む態度 |
|---|

である。本市の小中一貫教育推進事業においても、この定義に則り、「確かな学力」の向上に努めると共に、知識や理解力だけでなく、将来の社会人として必要な力やコミュニケーション能力等の育成にも取り組むこととする。

※2 「生きる力」の定義

文部科学省では、次のように定義している。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する力（確かな学力） ○自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性（豊かな人間性） ○たくましく生きるための健康や体力（健康・体力） |
|---|

本市の小中一貫教育推進事業においては、上記定義に基づくと共に、第1項の学力について重点化するため、「確かな学力の向上」と「生きる力の育成」を、小中一貫教育導入の意義の中核に据えた。

3 小中一貫教育のねらいと具体的施策

ねらい	確かな学力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○義務教育9年間を通して系統的に指導することにより、確かな学力を育成する。 ○9年間統一または系統性のある学び方を身に付けさせる。 ○小学校での段階的な教科担任制の導入や、小中学校の教師の乗り入れ指導などにより、知的好奇心を喚起し、専門的な知識や技能を習得させ、児童生徒一人一人の学力向上を図る。 ○授業で高めた学習意欲を持続させることにより、家庭での学習習慣を定着させる。 ○各種メディア（本・新聞・インターネット等）から目的に合った情報を選択し、的確に活用して情報発信ができる能力を高める。
	生きる力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○長いスパンでの継続的・系統的な教育活動を通して、児童生徒の一人一人の興味・関心や学習意欲等を高め、きめ細やかな指導を徹底する。 ○児童生徒のよさや可能性を認め、引き出すと共に、個性や能力の一層の伸長を図る。 ○小中学校の教師が一体となって指導を実施し、生活指導上の課題に迅速かつ的確に対応することにより、いじめや不登校の解消を図る。 ○様々な学習集団を編成したり、学校の創意工夫を生かした教育活動を実施することにより、児童生徒が相互に交流を図りながら学習や生活を行い、豊かな人間性や社会性の育成を図る。 ○上記のような力を育むことにより、今日的な次の課題の解決につなげる。 <ul style="list-style-type: none"> ・中学校1年生の不安の解消（中1ギャップの解消） ・いじめや不登校の解消
	教職員の資質・指導力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校と中学校の教職員が、学習指導面、生徒指導面で情報連携・行動連携することにより、広い視野で教育活動に取り組む。 ○校内研修及び学校区研修の活性化を促し、指導力・授業力の向上につなげる。 ○市教委主催で、小中一貫教育の円滑な推進に向けての研修を実施する。
	家庭・地域の教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○学校とPTAが連携に努め、子供に身に付けさせたい基本的な生活習慣や学習習慣、食育等の教育課題、ネット犯罪等の子供を取り巻く環境等について保護者に情報を提供し、家庭の教育力の向上のために、継続的な理解啓発活動を推進する。 ○保護者同士の連携を深めることにより、学校・家庭・地域が一体となった教育環境作りを推進する。

重点 方 策	キャリア 教育の推 進	<ul style="list-style-type: none"> ○日々の体験活動や様々な集団との交流を通して、基本的な生活習慣や規範意識、社会性を身に付ける。 ○一人一人の社会的自立に向け、基盤となる能力や態度を育てる活動に発達段階に応じて取り組む。
	学校間・ 児童生徒 間の交流	<ul style="list-style-type: none"> ○小中一貫教育のねらいを達成するための小中交流・合同行事等を実施することで、体験を通じた「生きる力」の育成に取り組む。 ○指導力向上や児童生徒理解等の観点で、各学校間での教職員交流を年間計画に位置付けたり、随時行ったりする。
	I C T の 活用	<ul style="list-style-type: none"> ○小中一貫教育においては異なる学校の教師間・児童生徒間の様々な交流が重要であるが、施設分離型の学校間では困難も多い。テレビ会議システムを学校間で活用することにより、物理的な移動の負担を軽減し、小中一貫教育の推進に寄与する。 ○I C T機器を効果的に取り入れた授業を全職員が日常的に展開することを通して、児童生徒の興味関心の喚起、理解力や表現力の向上に努める。

資料

1 平成23・24年度研究テーマ

心豊かでたくましく、自分の思いや考えを的確に表現できる子どもの育成
～子どもの連続的な学びを創造する小中一貫教育の推進を通して～

2 土浦市教育委員会の取組

- ア 「土浦市小中一貫教育推進協議会」の設置
- イ 真鍋小学校と土浦第二中学校への研究委託及び助言指導
(委託内容：土浦市研究推進校 兼 土浦市小中一貫教育推進パイロット校)
 - ・小中一貫教育研究推進に係る非常勤講師の配置(真鍋小学校3名, 土浦第二中学校1名)
 - ・保護者配付, 地域住民配付用周知リーフレットの作成
- ウ 学識経験者による講演及び先行地域, 先進校の視察・調査
- エ 市内各中学校区を中心とした「小中連携型教育」の拡大支援
(実践例の周知, 研修会の開催等)

3 パイロット校(真鍋小学校・土浦第二中学校)の取組

小中一貫教育推進コーディネーター会議(週1回), 拡大推進教委議会(月1回), 全職員合同研修会(年2回), 全職員参加相互授業参観(年2回)等で, 2校の教職員が顔を合わせて研究内容について検討することを通して, 小中学校の連携強化, 系統的な指導を推進した。

- ア 確かな学力の育成について
テーマに基づいた授業研究, 相互乗り入れ授業, 学習スキル・学習態度の指導
ユニバーサルデザインの授業の合同研修, 系統的な学習指導の展開
習熟度フィードバック, 小学校一部教科担任制の導入, 家庭学習の系統的指導 等
- イ 豊かな心の育成について
子供の1対1交流, あいさつ運動, 地域との連携, 学校生活のきまり・道徳教育
文化部・委員会の交流, 6→7接続(小6から中1へ), 生徒指導連携 等
- ウ 健やかな体の育成について
食育(栄養, マナー, 給食のきまり), 合同登校指導, 災害時マニュアルの統一
合同引き渡し訓練, 運動部・委員会の交流 等

4 平成23～24年度の研究成果

(1) 成果

- 真鍋小学校・土浦第二中学校の全職員が多方面から実践的な研究を推進した結果, 小中連携, 一貫教育の効果や課題, その解決策について分析でき, 本市が目指す方向性について検討することができた。
 - ・小中学校の授業の相互参観・研究協議の実施による系統的な学習指導の展開
 - ・9年間を見通した学習内容や学習方法等の系統表の作成
 - ・合同研修会, 相互乗り入れ授業, 児童生徒の交流行事, 小学校の一部教科担任制等の実施による効果検証
 - ・異校種間の交流による職員の資質能力の向上
- 校長会や各種研修会等で小中一貫教育について周知したため, 本年度から交流行事等を開始(検討)した中学校区が増えた。
- 各学校区の新しい教育活動が円滑に推進できるよう, 行政として配慮すべきことが明確になってきた。

(2) 課題

- 本市における小中連携・一貫教育の基本方針及びグラウンドデザインの策定
- 中学校区におけるグラウンドデザインの策定
- 本市小中一貫教育を推進していくための組織の立ち上げと運営方法の整備
- 効率的効果的な各学校間の交流(教職員間の情報連携や児童生徒間の意見交流等)の方法
- 取組の点検評価の在り方
- 9年間を見通したカリキュラムの検討・見直し

- 事務職員など一人職部会の設定や校務分掌の効率化
- 保護者地域住民に対する理解・浸透を図る情報発信 等

5 平成25～29年度の研究成果

平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> ・土浦市小中一貫教育推進のための組織発足・運営 ・土浦第二中学校地区における小中一貫教育の推進 ・土浦第二中学校地区以外における小中連携教育の推進
平成26年度 ～27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・土浦第二中学校地区における小中一貫教育の推進 ・土浦第二中学校地区以外における小中連携教育の推進
平成28年度 ～29年度	<ul style="list-style-type: none"> ・土浦市共通カリキュラムの検討・編成 (国社数理英の学習系統表(土浦NextPlan)作成) ・土浦第二中学校地区における小中一貫教育の推進 ・土浦第二中学校地区以外における小中一貫教育の推進

平成29年度の小中連携・一貫教育連携協議会で協議した事項

(1) 総合教育会議に報告し、平成30年度から実施する内容

① 校名変更

「土浦市立学校の設置及び管理に関する条例」による正式名称は変更しないが、通常は校名の後ろに「(小中一貫校)」をつけて使用する。

例 「土浦市立土浦小学校(小中一貫校)」

② 学年名称変更

中学生を、7年生、8年生、9年生とする。

③ 入学式、卒業式名称変更

7年生の入学式を、「入学式 後期課程進級式」とする。

6年生の卒業式を、「卒業式 前期課程修了式」とする。

④ キャリア教育の推進

キャリア教育(土浦みらいスタディ)を、総合的な学習の時間、特別活動等で実施する。

⑤ 学年段階の区切りの柔軟な設定

6-3制を基本に、4-3-2制を部分的に導入する。

⑥ 中学校区ごとに学校間の総合調整を担う校長の任命

教育委員会が任命し、必要な権限を委任する。

⑦ 学校管理規則の改定

教育課程編成書・教育課程実施報告書の改定

(2) 平成30年度以降も継続して検討する内容

① 教職員の兼務発令

② 小学校教員の部活動指導と小学生の部活導体験の在り方

③ 中学校区ごとの学校運営協議会の設置

6 平成30年度以降の推進計画

下記計画により、各学校や地域の実情等に応じた小中一貫教育を段階的に推進していく。

平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> 土浦市小中一貫教育完全実施 ・技能教科の学習系統表(土浦NextPlan)の作成 ・中学校区ランドデザイン(平成30年度版)の作成、公表
平成31年度	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校区ごとの学校運営協議会設置 ・小中一貫教育科の検討
平成32年度	<ul style="list-style-type: none"> ・学習系統表(土浦NextPlan)の小学校、前期課程の改定

平成 33 年度	・学習系統表（土浦 NextPlan）の中学校，後期課程の改定
----------	---------------------------------

7 平成30年度以降の推進体制

小中一貫教育の推進に向けた施策等について検討し，順次具体化を図るとともに，各中学校区で実施している取組等の検証・評価を行い，より一層の改善に努める。

(1) 小中一貫教育推進に係る全体組織

<p>◆小中連携・一貫教育運営協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○趣旨 本市における小中一貫教育運営全般について協議し，推進していく決定機関となる。 ○構成メンバー 土浦市教育委員会教育長，部長，各中学校区代表校長，推進主任長・副主任長，教育総務課長，学務課長，指導課長，市P連代表者，指導課員
<p>◆小中連携・一貫教育推進主任会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○趣旨 小中連携・一貫教育運営協議会の協議事項を受け，各小中学校での実践について事前後に共通理解する組織となる。実行組織としても機能する。 ○構成メンバー 各小中学校小中一貫教育担当者（各校1名），指導課担当者
<p>◆小中一貫教育代表推進主任会（平成29年度より開始）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各中学校区の小中一貫教育の取組について，情報を共有し，中学校区の取組に生かす。 ○構成メンバー 各中学校区推進主任の代表者 ○会議内容・方法 各中学校区での取組みを，毎月1回TV会議を用いて報告し，各地区で共有する。

(2) 各中学校区ごとの小中一貫教育に係る組織

市内全校で共通に取り組む小中一貫教育を受け，各中学校区の実態に応じた小中一貫教育を展開する。

<p>◇各中学校区校長会，教頭会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○趣旨 統括校長を中心に，中学校区内の連絡調整や，中学校区小中一貫教育の評価改善等を行う。 ○構成メンバー 校長，副校長，教頭
<p>◇各中学校区推進主任会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○趣旨 検討委員会・推進主任会の協議事項及び学校長の方針を受け，各中学校区ごとの小中一貫教育について検討し，全教職員の参画を促す各校区内の運営組織となる。各中学校区ごとに開催する。 ○構成メンバー 小中学校推進主任 等